

JICA環境社会配慮 ガイドライン(案)

パブリックコンサルテーション

企画・評価部
環境・女性課

本日の説明

1. JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言
2. ガイドライン改定までのスケジュール
3. 環境社会配慮ガイドライン(案)の概要

JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言

■ 改定委員会による「提言」の提出

- 平成14年12月から平成15年9月の10ヶ月間に亘り計19回の委員会を開催(月平均2回のペース)。平成15年10月JICA理事長に対し提言が提出された。

■ 多様な構成メンバーからなる改定委員会

- 大学関係者、NGO、民間団体、関係府省といった多様な立場の委員(計24名)から構成

■ 委員会の透明性

- 会議は公開。当日参加者の出席と発言が可能。
- 会議の資料と議事録は、WEB上にすべて公開

提言 (<http://www.jica.go.jp/global/environment/pdf/01.pdf>)

提言の目次

1. はじめに
2. JICA協力事業における環境社会配慮の状況
3. JICA協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方
4. 日本国政府等に求められる取組
5. 環境社会配慮ガイドラインの基本的なあり方
6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保
7. ガイドラインの構成と内容

I. 基本的事項

II. 基本的手続き

III. 環境社会配慮支援・確認の手続き

実際のガイドライン
に相当する部分

2.ガイドライン改定までのスケジュール

平成15年10月下旬	ガイドライン1次案の作成
11月12日、21日	第1、第2回フォローアップ委員会の開催
12月3日～	パブリックコメントの募集と
平成16年2月6日	パブリックコンサルテーションの開催
2月中旬	第3回フォローアップ委員会の開催
	ガイドライン2次案の作成
3月上旬	第4回フォローアップ委員会の開催
3月中旬	JICA環境社会配慮ガイドラインの改定

3. JICA環境社会配慮 ガイドライン(案)概要

JICA環境社会配慮ガイドライン(案) の構成

序論

I. 基本的事項

II. 環境社会配慮のプロセス

III. 環境社会配慮の手続き

別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件

別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、
影響を受けやすい地域の例示

別紙3 スクリーニング様式

別紙4 カテゴリA案件のための環境影響評価報告書

I. 基本的事項

■ 目的

- JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することが目的
 - JICAが行う環境社会配慮の責務と手続きを明確にする
 - 相手国政府に対し、JICA環境社会配慮の要件を示し、適切な実施を促す

環境社会配慮の基本方針

1. 幅広い影響を配慮の対象とする
2. 早期段階から環境社会配慮を実施する
(戦略的環境アセスメントの考え方の導入)
3. 協力事業完了以降にフォローアップを行う
4. 協力事業の実施において説明責任を果たす
5. ステークホルダーの参加を求める
6. 情報公開を行う
7. JICAの実施体制を強化する

JICAの責務

- 環境社会配慮の主体は相手国政府
- JICAはガイドラインに沿って、相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を行う。
- 相手国と共同して環境社会配慮調査を行い、適切な技術的支援を行う
- 事業の実施段階においてモニタリングを行う
- 協力事業の終了後、フォローアップを行う
- 早い段階からの広範な環境社会配慮の確保
- 説明責任と透明性の確保
- 本ガイドラインの関連部分を専門家にも尊重させる

対象とする協力事業

－ 開発調査

- 比較的大規模で、専門的な事業を実施するために必要とされる調査

－ 無償資金協力事業の事前の調査

- 外務省主管による資金の返済を求めない協力事業
- 規模は比較的小規模だが多様

－ 技術協力プロジェクト

- JICA主管の協力事業
- 規模は比較的小規模、種類はさまざま

緊急時の措置

- 自然災害の復旧や紛争後の復旧・復興支援などの場合、審査諮問機関に諮問した上でガイドラインの手続きを一部省略することが出来る。
- 審査諮問機関の検討結果は情報公開する。

II. 環境社会配慮のプロセス

■ 情報の公開

- 情報公開は相手国政府が主体的に行うことが原則
- JICAの役割
 - 協力事業を通じて相手国政府が行う情報公開を支援
 - 環境社会配慮に関する重要な情報を協力事業の主要な段階で、適切な方法で自ら公開
- 情報公開の手段
 - ウェブサイト、JICA図書館・現地事務所での閲覧

ステークホルダーとの協議

- 合理的な範囲内でできるだけ幅広く、相手国政府と共同で実施
- 協議の結果は、協力事業に反映
- カテゴリAについては、少なくとも3回実施
 - スコーピング時
 - 環境社会配慮の概要検討時
 - 協力事業の最終報告書案が作成された段階

環境社会配慮の項目

■ 大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、並びに以下のような社会的影響

- 非自発的移転等の人口移動
- 雇用や生計手段等地域経済
- 土地利用、地域資源利用
- 社会関係資本、地域の意思決定機関等社会組織
- 社会インフラ、社会サービス
- 貧困層、先住民族
- 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性
- ジェンダー
- 子どもの権利
- 文化遺産
- 地域における利害の対立
- HIV/AIDS等の感染症

審査諮問機関への諮問

- 審査諮問機関を常設
 - － 環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得る
 - － 必要な知見を有する外部の専門家から構成

カテゴリ分類

カテゴリ	定義
A	環境・社会への重大で望ましくない影響の可能性を持つ事業
B	環境・社会への望ましくない影響がカテゴリAに比して小さいと考えられる事業
C	環境・社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業

カテゴリAに分類された事業は、特に慎重な環境・社会配慮が要求される。

参照する法令と基準

- 相手国政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準
- 日本、国際機関、地域機関、先進国のグッドプラクティス
- ガバナンスの状況に留意

社会環境と人権への配慮

- 環境社会配慮への支援・確認を行う際には、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情を十分に考慮する
- 協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する

JICAの意思決定

- 要請検討時、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う
- 当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む
- 対応を行っても環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する

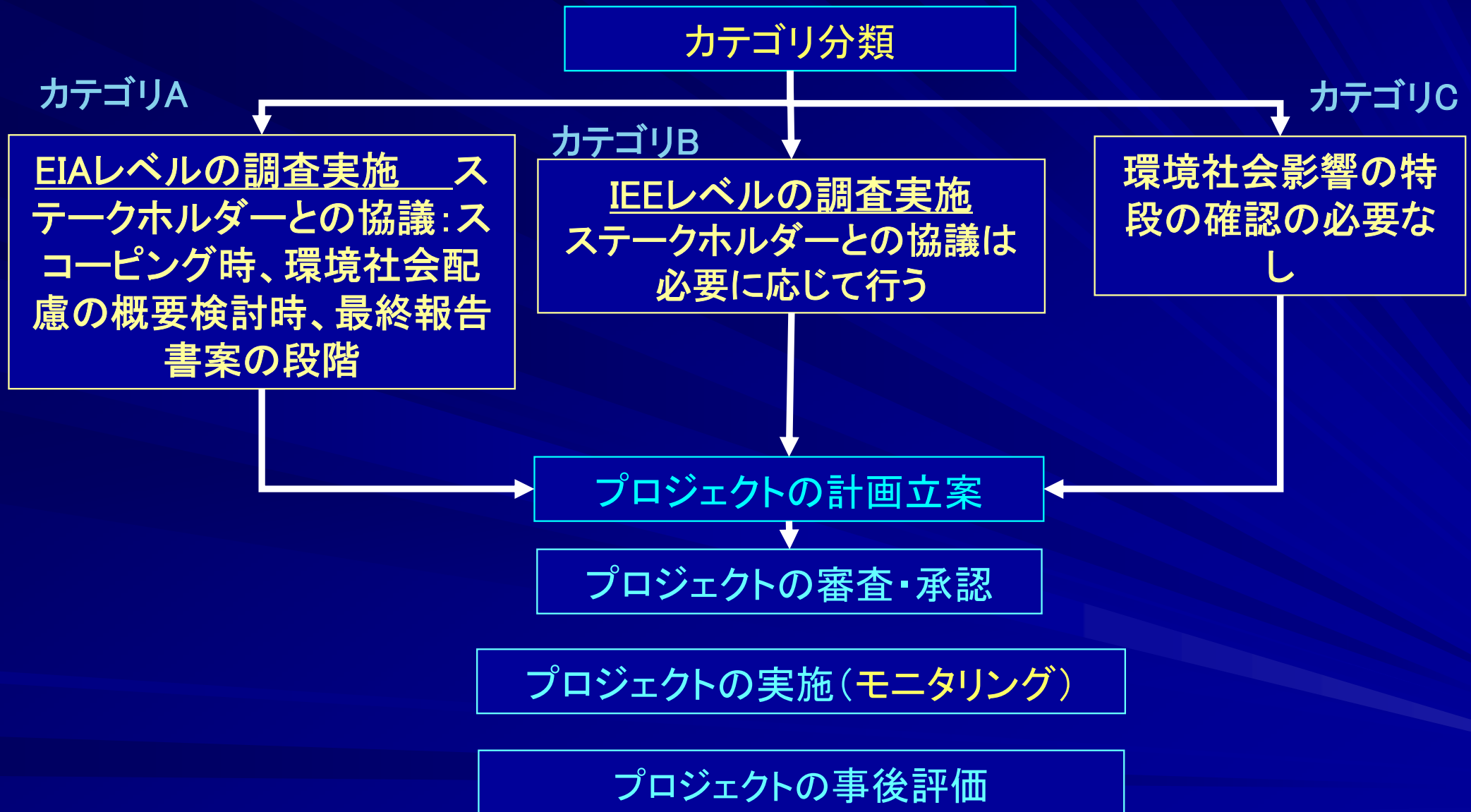
ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

- 事業部が行う環境社会配慮作業を審査、必要な意見を述べる部局を設置予定
- 別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う

ガイドラインの適用と見直し

- 2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用
- 施行後5年以内に包括的に検討し、必要に応じて改定
- 改定にあたっては透明性と説明責任を確保
- 調査研究の成果を改定に反映

環境社会配慮の手続き(イメージ)



プロジェクトサイクルと JICA協力事業の関係

プロジェクトサイクル	開発調査	無償資金協力	技術協力プロジェクト
発掘	外務省が担当 : JICA提言を参考	外務省が担当 : JICA提言を参考	外務省が担当 : JICA提言を参考
準備	開発調査を通じてJICA が担当	事前の調査を通じて JICAが担当	JICAが担当
審査	資金協力機関等が担 当	外務省が担当	JICAが担当
交渉	資金協力機関等が担 当	外務省が担当	JICAが担当
承認	資金協力機関等が担 当	外務省が担当	JICAが担当
実施・監督	資金協力機関等が担 当	外務省が担当 (JICAは 実施促進を担当)	JICAが担当
評価	資金協力機関等が担 当	事業評価は外務省、基 本設計調査評価は JICAが担当	JICAが担当

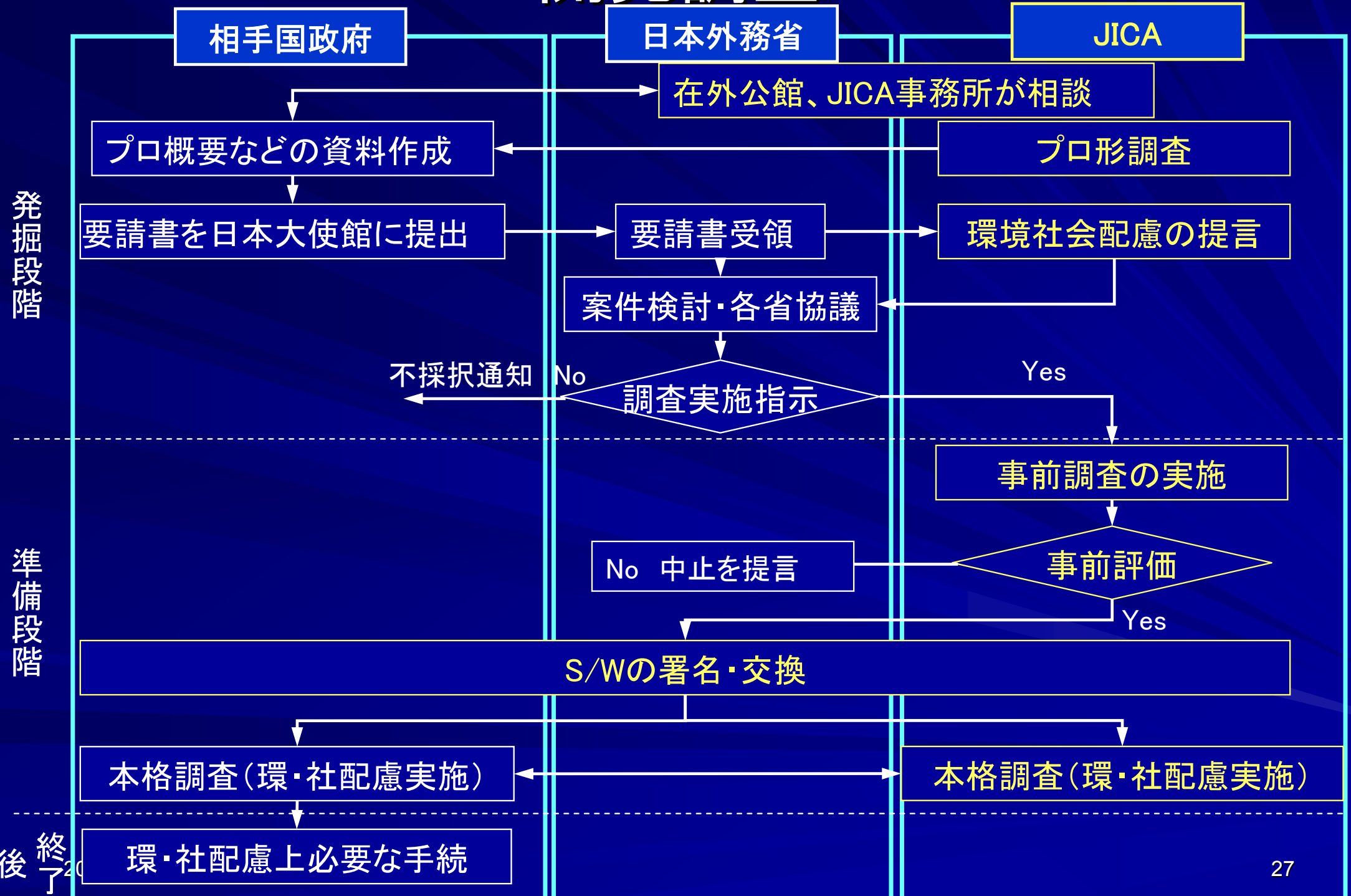
要請確認段階(全てのスキームに共通)

- **カテゴリA**については、事業実施国名、場所、事業概要の3点をHP上で一定期間公開して**外部の情報や意見を収集**。外務省に対する環境社会配慮に関する**提言に反映**。
- 協力事業の開始が確定した段階で以下の情報を公開。カテゴリAとBについては、JICAが外務省に提言した内容も情報公開。
 - － 事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠

要請確認段階の手続き

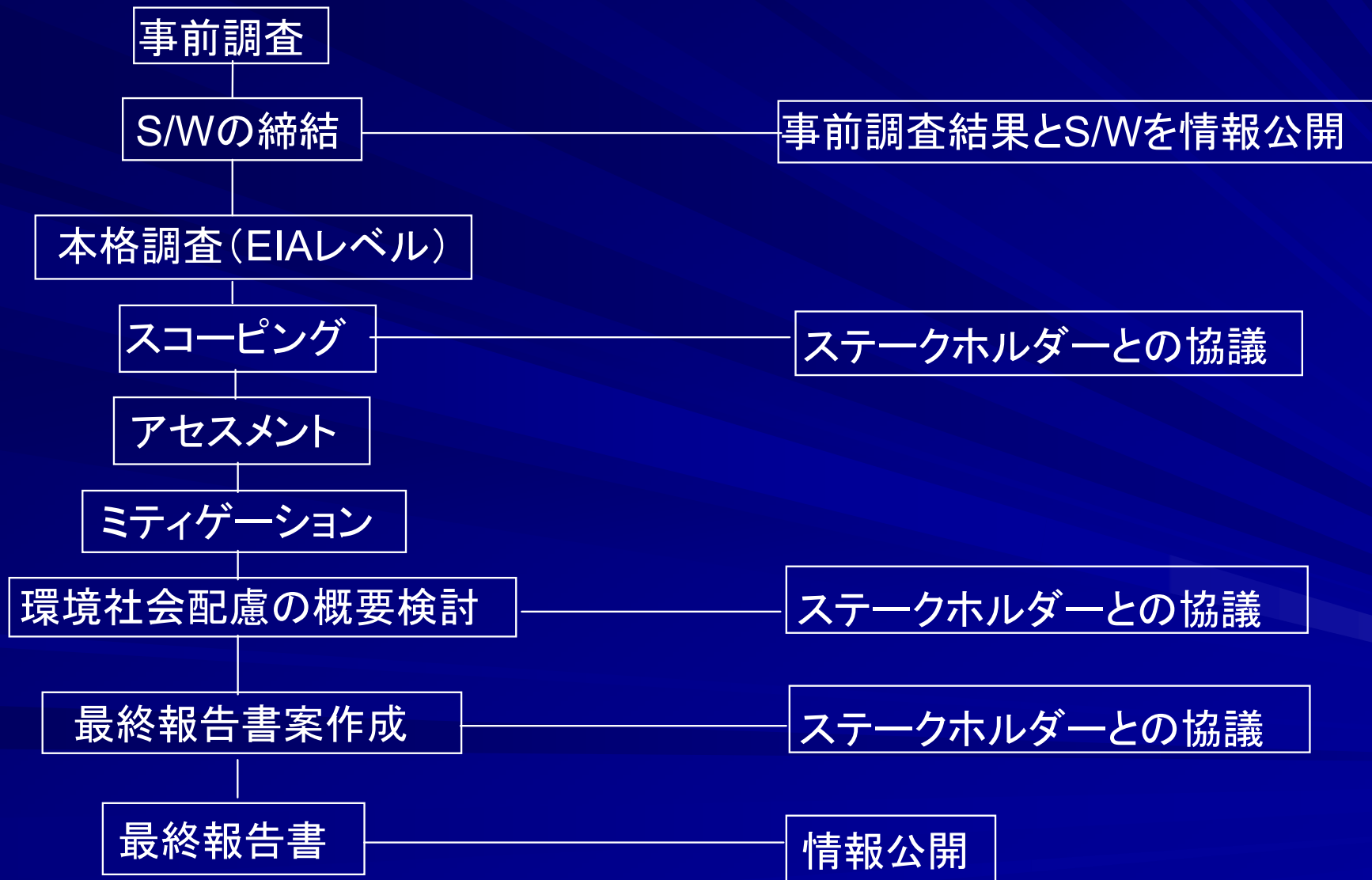


開発調査



終了
後

カテゴリA案件の手続き



開発調査(M/P)の環境社会配慮

■ 事前調査段階

- カテゴリA、Bは調査団に環境社会配慮団員を加える
- スクリーニングと予備的スコーピングを実施
- 相手国政府と環境社会配慮の方針、体制について合意

■ S/W署名段階

- S/W(含TOR案)署名。合意できなければ保留し、実施すべきでないと判断した場合は外務省に中止を提言
- S/Wおよび環境社会配慮に関する情報を公開

■ 本格調査段階

- カテゴリA、Bについては環境社会配慮団員を加える
- IEEレベルの環境社会配慮調査を行う
- A案件は、情報公開の上でステークホルダーとの協議を少なくとも3回行なう

開発調査(F/S)の環境社会配慮

- 事前調査段階まではM/Pの手続きに準拠
- 本格調査以降、M/Pと異なる点：
 - カテゴリA案件
 - EIAレベルの環境社会配慮調査を行う
 - ステークホルダーとの協議を3回（スコーピング時、概要検討時、最終報告書案作成時）
 - カテゴリB案件
 - IEEレベルの環境社会配慮調査を行う
 - 調査結果を踏まえ再度カテゴリ分類
 - 結果、A案件となれば、A案件の手続へ

開発調査（詳細設計調査(D/D)）

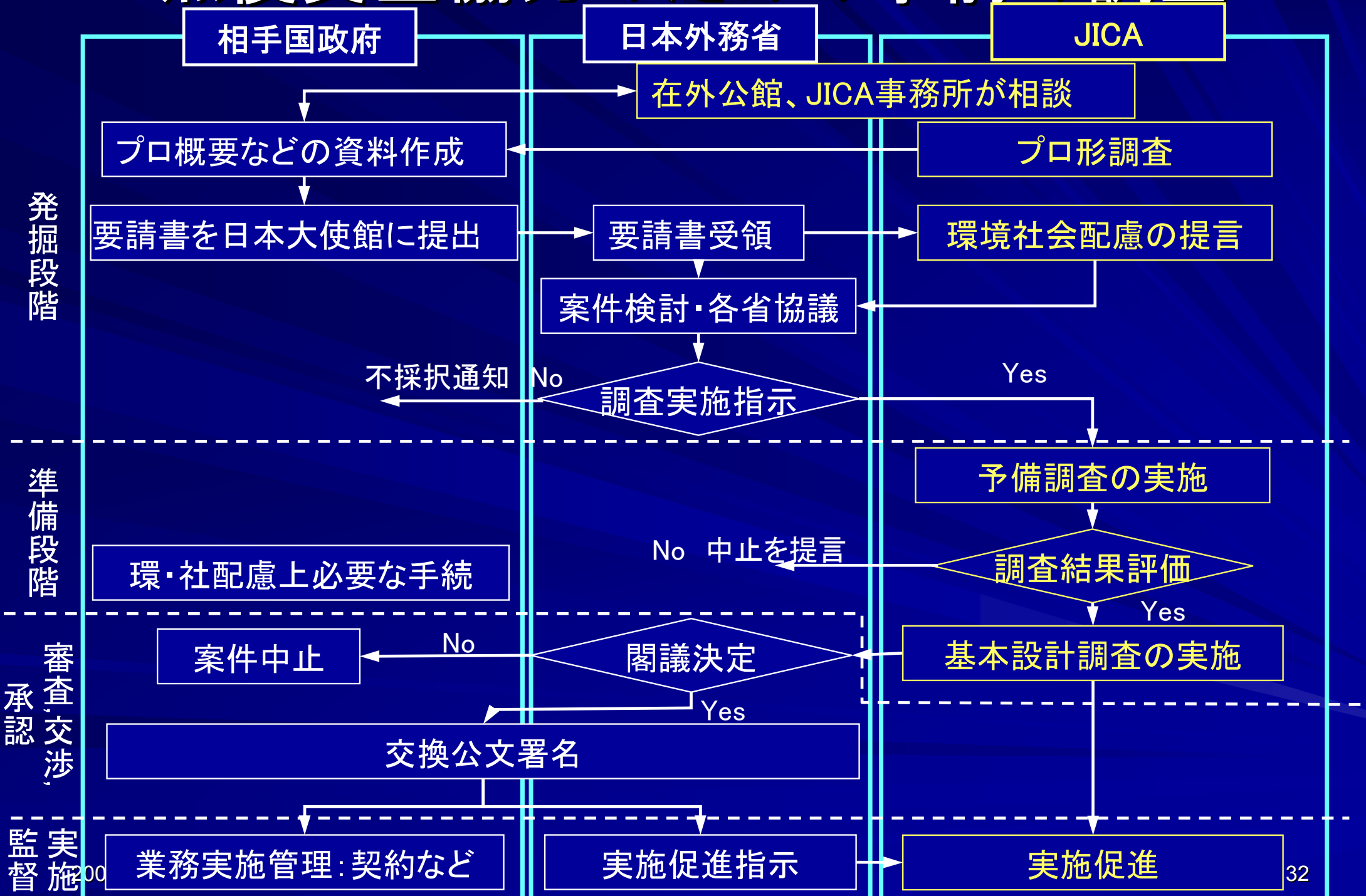
■ JBICとの連携D/D

- JBICによる環境審査プロセスを経て、円借款供与が適切であるとされた案件を対象
- エンジニアリング分野の実施設計調査を実施
- JBICの審査結果と異なる状況がないか確認

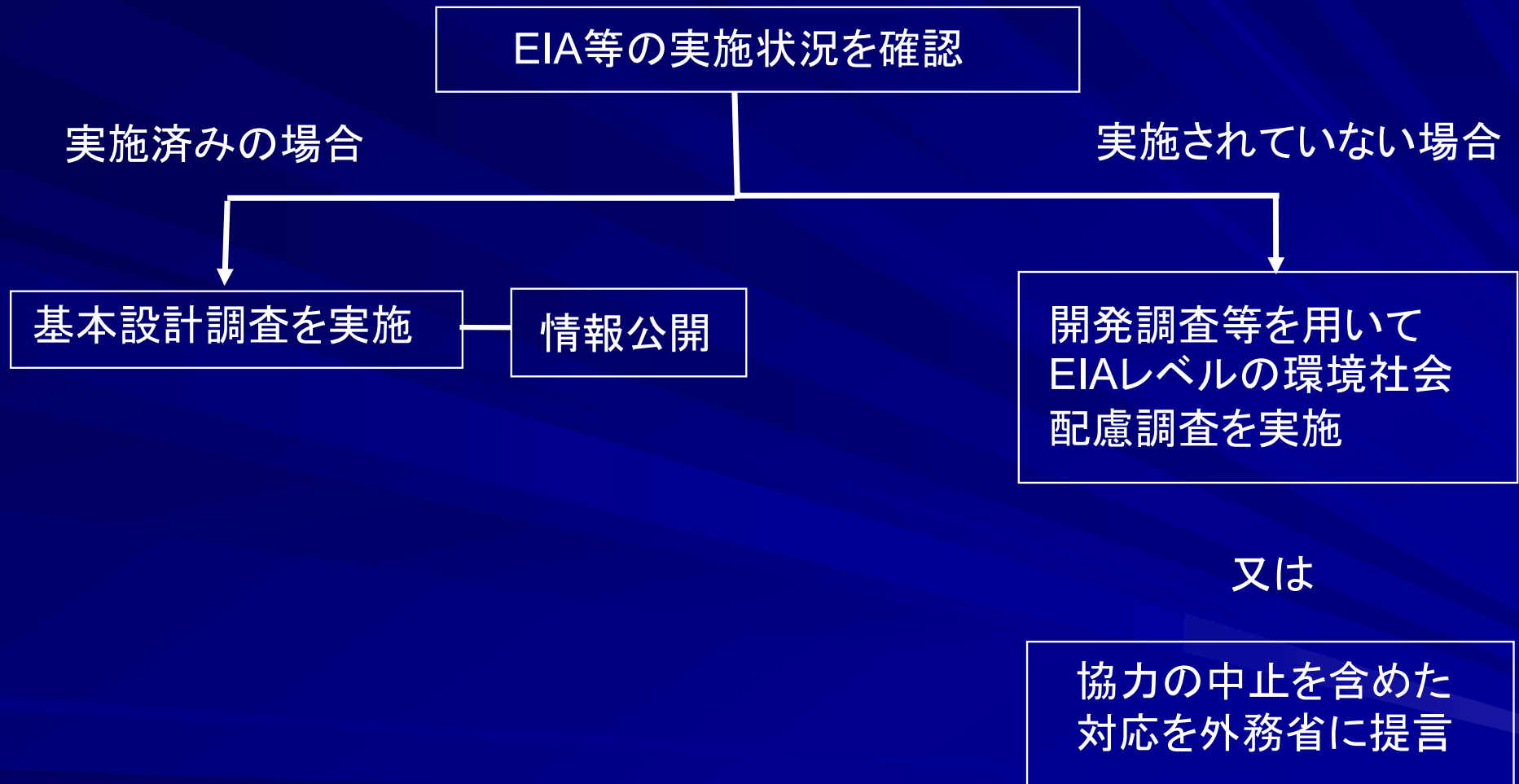
■ 連携D/D以外のD/D

- JBICガイドラインを参考に審査し、環境社会配慮が適切に行われたものを対象
- エンジニアリング分野の実施設計調査を実施
- 各段階で適切な環境社会配慮の確保を確認

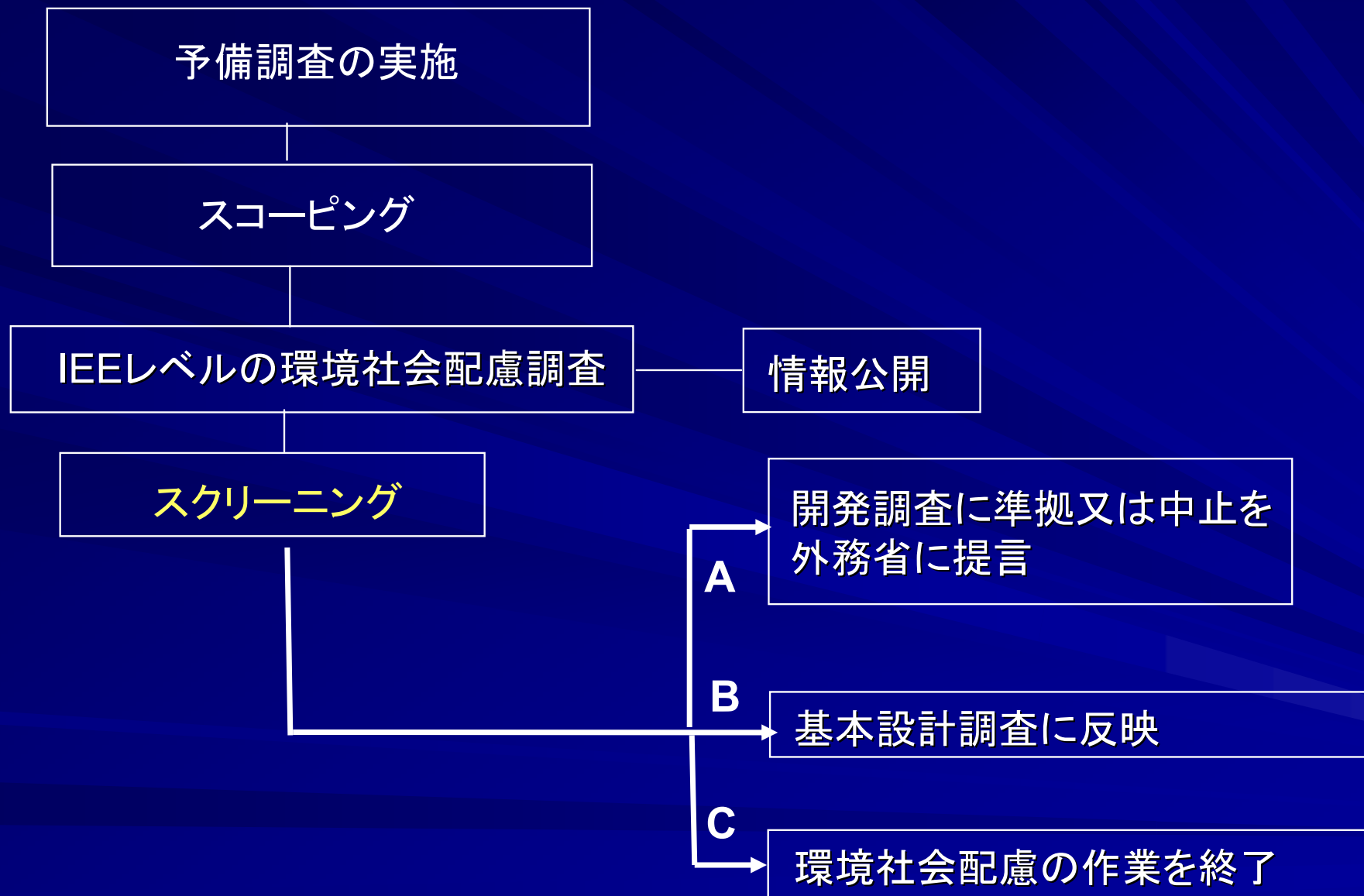
無償資金協力のための事前の調査



カテゴリA案件の手続き



カテゴリB案件の手続き



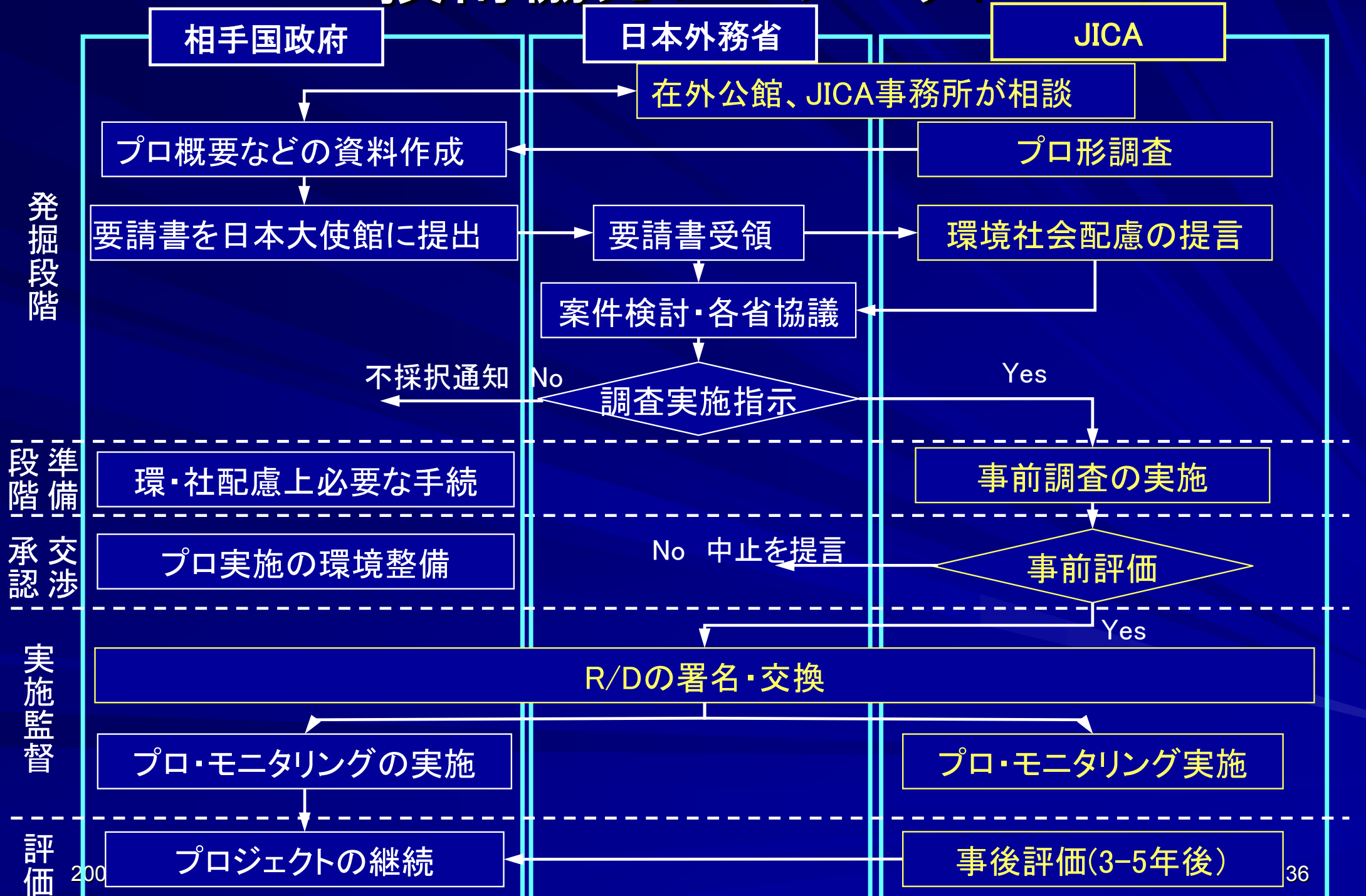
■ A案件の場合

- 改めて環境社会配慮調査を行う**必要のない場合**、基本設計調査(B/D)を行う
- 改めて環境社会配慮調査を行う**必要がある場合**、必要な環境社会配慮調査を行うことか協力の中止を含めた対策を外務省に提言する

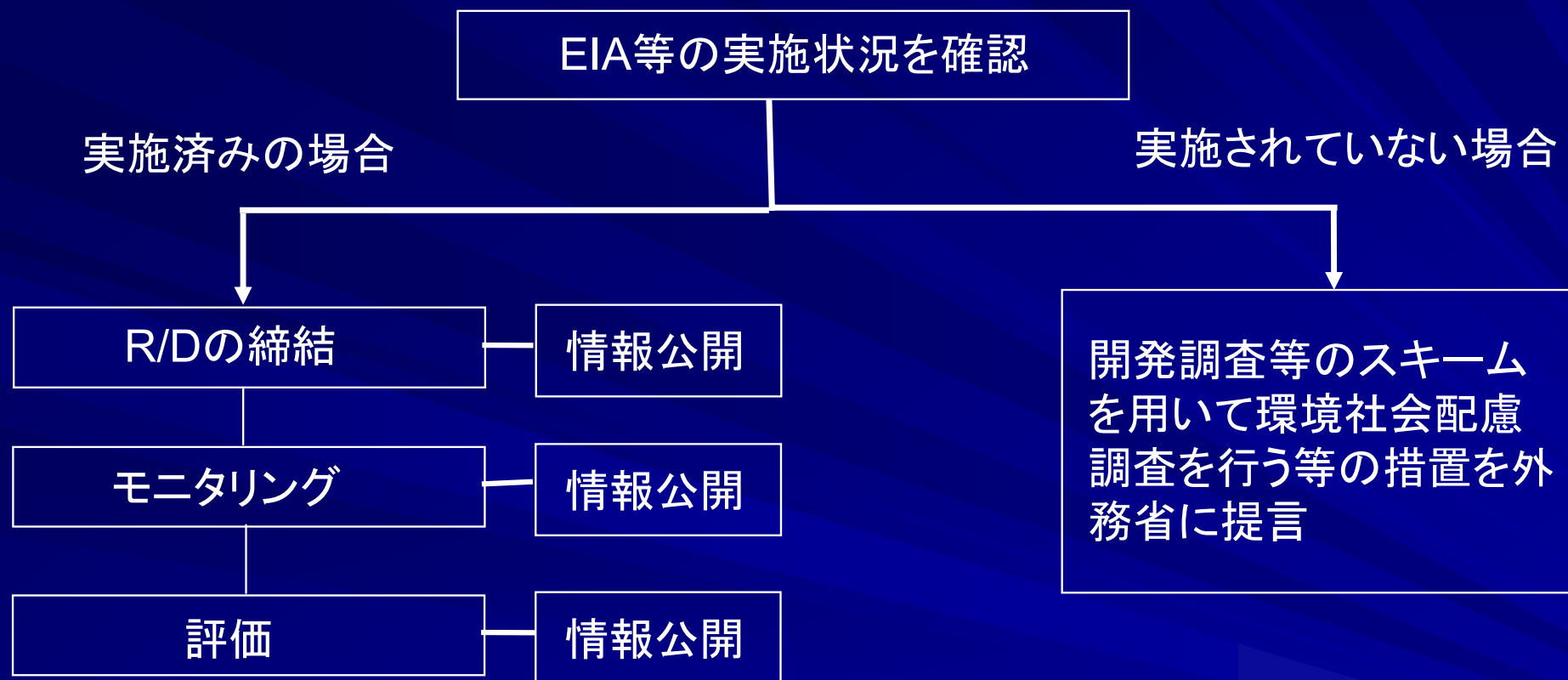
■ B案件の場合

- 改めて環境社会配慮調査を行う**必要のない場合**、基本設計調査(B/D)を行う
- 改めて環境社会配慮調査を行う**必要がある場合**、予備調査等にてIEEレベルの環境社会配慮調査を行う

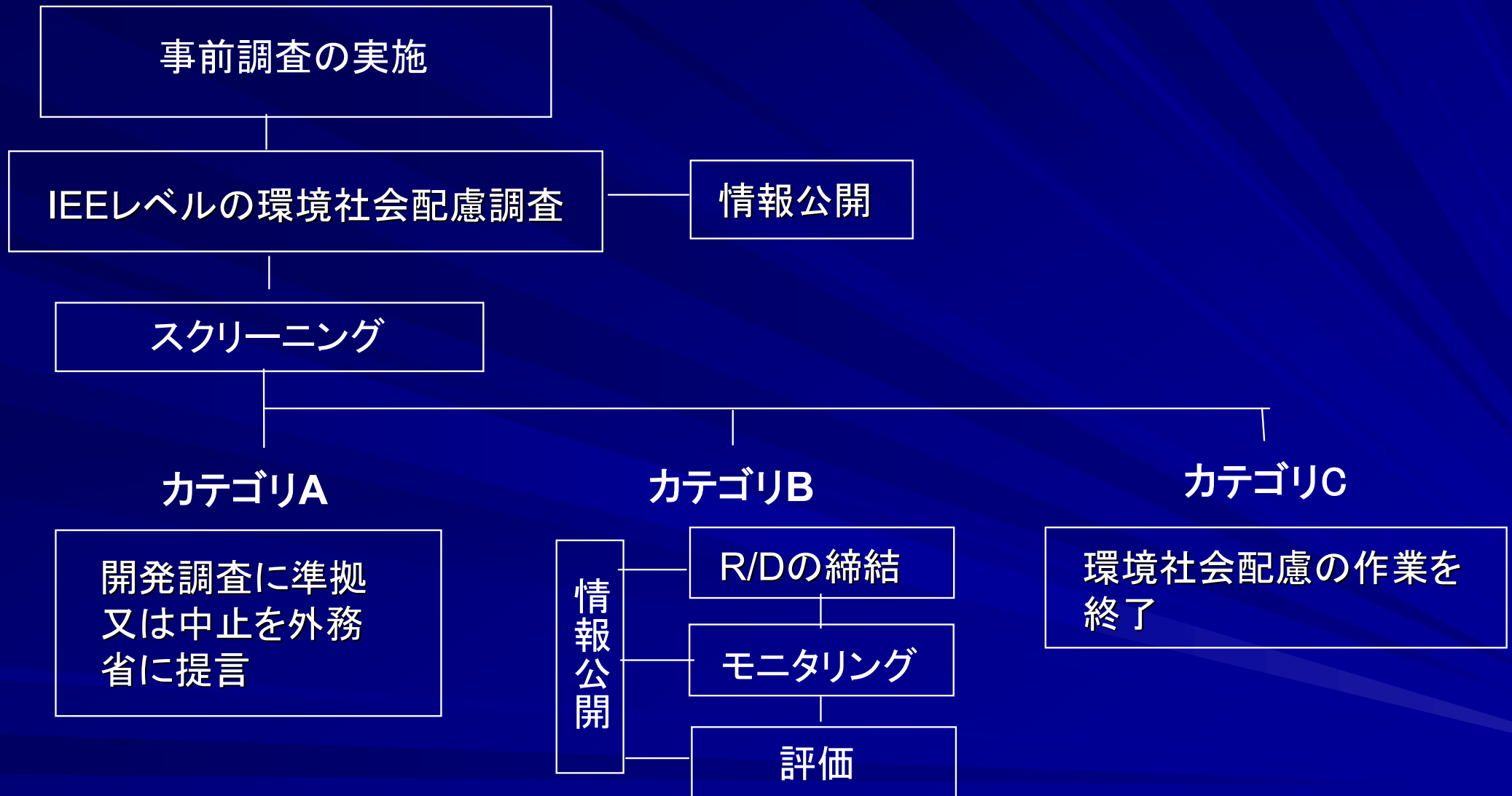
技術協力プロジェクト



カテゴリA案件の手続き



カテゴリB案件の手続き



■ プロジェクトサイクルの準備段階～実施段階 までJICAが支援

－ A案件の場合

- 改めて環境社会配慮調査を行う必要なし→プロジェクトを実施する
- 改めて環境社会配慮調査を行う必要あり→適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する

－ B案件の場合

- 改めて環境社会配慮調査を行う必要なし→プロジェクトを実施する
- 改めて行う必要あり→IEEレベルの調査を実施

モニタリング

- 相手国政府の行なうモニタリング結果を確認
- 環境社会配慮が不十分な場合、相手国政府に対し、透明でアカウンタブルなプロセスによる適切な対応を求める
- 事業実施主体の能力が不十分な場合、JICAは技術の習得等の人材育成を含めモニタリングに関連する協力を行う

フォローアップ（各スキーム共通）

- JICAは環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の手続きを確認するため、フォローアップを行う
 - 事業実施主体によるEIA手続きの状況を確認（開発調査、無償資金協力のための事前の調査）
 - 環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの住民移転計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認。その結果を情報公開。
 - 予期せぬ影響が生じた場合、必要に応じ現地調査等により問題の把握に努める。

別紙1.相手国政府に求める環境社会配慮の要件

- 代替案や緩和策の検討
- 定量的評価
- EIA報告書の作成
- 第三者委員会の設置
- 影響のスコープ
- 社会的合意
- 非自発的住民移転
- 先住民族
- モニタリング

別紙2. 一般に影響を及ぼしやすいセクター・ 特性、影響を受けやすい地域の例示

- 鉱業開発等14セクター
- 非自発的住民移転等4特性
- 国立公園や保護地域

別紙3. スクリーニング様式

- カテゴリ分類の際の情報として使用
- 事業特性と地域特性について質問

別紙4. カテゴリA案件のためのEIA報告書

- 概要
- 政策的、法的、行政的枠組み
- 案件の記述
- 基本情報
- 環境への影響
- 代替案の分析
- 環境管理計画
- 協議

パブリックコメントの受付

平成15年12月3日から平成16年2月6日迄

パブリックコメント募集中

コメントのあて先 : jicapvg@jica.go.jp

URL:http://www.jica.go.jp/global/environment/guideline_07.html

了